

## 第14回教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年3月24日（火）  
開会：午後1時30分  
閉会：午後3時14分
2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 301会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合  
委 員：久 保 大 委 員：下 川 博 大  
委 員：吉 田 和 博
4. 事 務 局  
教育委員会次長：森 田 欣 也 学 校 教 育 課 長：坂 本 啓 悟  
社 会 教 育 課 長：山 田 邦 昭 人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：古 賀 毅  
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長：堤 好 弘 教 育 指 導 主 事：椎 窓 敏 広  
指 導 主 事：木 下 善 弘 指 導 主 事：堤 豊  
学 校 教 育 課 学 校 再 編 担 当 係 長：佐々木 稔 学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：岩 村 聖 司
5. 書 記  
学 校 教 育 課：牧 聖 也

### 6. 議 題

- 1 開会のことば
- 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
- 3 議事

#### 公開議案

(1) 議案第18号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正について  
教育長 それでは、1番目から行きたいと思います。議案第18号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正について、次長お願いします。

森 田 それでは、議案第18号の説明を申し上げる前に、全体的なお話をまず申し上げたいと思います。

会計年度任用職員制度移行資料という1枚物があると思いますので、これをご覧いただければと思います。

令和2年度から、公務員の新たな身分制度であります会計年度任用職員制度が導入されるということは、これまででもご説明をしていたと思います。この表

の一番左の欄のとおり、教育委員会には正規職員以外にこれだけの職名の非常勤職員が配置されておりますし、配置されておりました。身分としては、現行と書いている欄をご覧くださいと思いますけれども、特別職の非常勤職員であったり、一般職の非常勤職員であったり、臨時職員であったりということ、それぞれこういった身分で任用していたということでもあります。

それが今回の制度導入によりまして、会計年度任用職員に移行する職種と、移行せずに違う身分に移行する職種、あるいは公務員としてではない形でこれまでの任務をやっていただく、担っていただくというものが出来ているということになったところであります。それがこの欄でいうと、令和2年度以降と書いたところになります。例えば、一番上の指導主事でありましたら、特別職の非常勤職員であったのが、今度は専務的パートタイム会計年度任用職員になると。教育研究所の所長は、一般職の非常勤職員であったんですけども、それがまた同じように専務的な任用職員になる。

下のほうに行きますと、今度は特別支援教育支援員が臨時職員ということ、任用しておりましたけれども、これは補助的なパートタイムの会計年度任用職員とか、下から2つ目の枠のところ、公民館長とかについては、今後は公務員ではなく個人委託をする。行政区長さんもこういった形になるんですが、こういったことになるということでもあります。

この制度の開始によりまして、機構の見直しなんかも出てまいります。それから、既に設置をしていない、あるいは他の規則で設置について規定を必要がなくなっている規則等もございます。これらもろもろの整理を行う必要があるということから、今回たくさんの例規改正の提案をさせていただいているところであります。

制度の全体的なところは、市本体のほうで会計年度任用職員に関する条例でありますとか、条例の施行規則ということで定められておりますけれども、それでカバーできないもの、あるいは整理が必要なものなどが教育委員会関係で出てくる。その分が右側、教育委員会関係例規と書いてあるところで網かけをしてお示ししているところになりまして、これを今回、議案として提案させているということもございます。全体的にはそういったこと、ということで、まずは議案第18号の説明のほうから入ってまいりたいというふうに思います。

1ページめくっていただいて、例規審議ワークシートというものがああります。これの制定・改正に至る動機というところをご覧くださいと思います。

今回の会計年度任用職員制度の導入によりまして、教育研究所長と図書館長が会計年度任用職員に移行することになっていますが、これまでのように、研究所長の下で学校教育課長が業務を行う、図書館長の下で事務長が業務を行うというのは、組織機構上も制度上も適切ではないということで、今回、研究所

を学校教育課が統括、図書館を社会教育課が統括する、そういった組織の見直しをしたいというふうに考えております。本議案は、そのために必要な規則の改正を行おうとするものになります。

あわせて、本来ならばもう少し前に整理をしておくべきだったというふうに反省しているところでもありますけれども、人権・同和教育課の所掌事務について、業務実態に合わせて文言の整理をさせていただきたいというふうに考えています。これも結構たくさん出てくるんですけども、具体的には新旧対照表のほうでご覧いただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、そちらをご覧させていただきたいと思います。

別表（第5条関係）というところになりますけれども、学校教育課の所掌事務に「筑後市教育研究所に関すること。」ということを加えて、そして、社会教育課の所掌事務に「筑後市立図書館の管理運営に関すること。」を加えたいというふうに考えているところでもあります。それから、人権・同和教育課では先ほどちょっと申し上げましたけれども、同和教育だけでなく、広く人権に関する教育に携わるといような現状がありますから、そういった実態に合わせて、この現行条例、「同和教育」という表現になっている部分を「人権・同和教育」という文言に改正することとしたいというふうに考えているところでもあります。

議案第18号の内容は以上になります。よろしく願いいたします。

教育長 説明は終わりました。若干分かりづらいところも全体としてあるかと思うんですが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第18号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

## **(2) 議案第19号 筑後市教育委員会事務決裁規程及び筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正について**

教育長 引き続きまして、議案第19号 筑後市教育委員会事務決裁規程及び筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正について提案をお願いします。次長。

森 田 この議案は、2本の規程の改正になります。これも1枚めくっていただいて、例規審議ワークシートをご覧させていただきたいというふうに思います。

ただいま議案第18号でご説明して、ご承認をいただきました学校教育課、社会教育課の組織機構の見直し、それから、人権・同和教育課の業務実態に合わせて文言整理に伴って改正が必要となるものであります。

5ページの新旧対照表をご覧いただいたほうがいいかなと思いますので、こちらをご覧いただければと思います。

まず、筑後市教育委員会事務決裁規程です。

第2条の(5)というところをご覧いただきたいというふうに思います。組織の見直しによりまして、具体的に言いますと、図書館という組織は社会教育課の中に組み込まれるという形になります。したがって、社会教育課の中に図書館長がいて、その下に社会教育課の図書館担当の係長がいるというような体制になります。こういった見直しによって事務長というポストはなくなりますので、課長の定義の中から事務長に関わる条文、文言を削除いたしたいというふうに思います。

それから、(7)というところですが、5ページから6ページにかけてでありますけれども、係長の定義の中にあります図書館係長設置の根拠規則を、図書館条例施行規則がここではうたっているんですけど、これから教育委員会の事務局組織及び運営規則の切替えをするという意味で、こういった修正のやり方、削除のやり方をやりたいというふうに考えているところであります。

それから、別表第1(第3条関係)というところになりますけれども、1番の次長専決事項のところですが、それと、人権・同和教育課長の専決事項というところの2つなんですけれども、ここを「人権・同和教育」という文言に修正をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、同じく別表第1の3番、学校教育課長専決事項に、教育研究所が行う事業の中の一部の事務、(14)、(15)で改正後のところに追加していますけれども、「教育相談に関すること。」と「不登校児童生徒の学校復帰のための指導及び援助に関すること。」という事務を追加させていただきたいというふうに考えているところであります。

それから、図書館事務長の専決事項としておりました2つの事項を、社会教育課長の専決事項のところに加えて、事務長の専決事項を削除するというような改正を考えています。

加えて、ちょっとすみません、前に戻りますが、第2条に定める(用語の意義)というところがありますけれども、ここに「教育長の補助機関」という表現がありますけれども、これが適切ではない。執行機関は教育委員会ということでありまして、教育長はその代表者であって、職務を総理するものということですので、事務局職員を教育長の補助機関と表現するのは適切とは言えないということで、文言の整理も行わせていただいているところになっております。

以上が決裁規程の関係になります。

それから、7ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、教育委

員会担当係長の配置に関する規程についてでございます。

先ほどから申し上げておりますように、図書館の担当係長は、図書館という組織の係長から社会教育課の係長になりますことから、この第3条の社会教育課の表、8ページになりますけれども、ここのところに図書館担当係長を加える改正を行いたいというふうに考えているところであります。

以上のような改正を行いたいということで提案をさせていただいているのが、議案第19号になります。どうぞよろしく願いいたします。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第19号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

### (3) 議案第20号 筑後市教育研究所設置条例施行規則の一部改正について

教育長 それでは引き続きまして、議案第20号 筑後市教育研究所設置条例施行規則の一部改正について、学校教育課長。

坂本 資料4をご覧ください。

番号を振っていただいたものがあるので、4ページをご覧ください。

筑後市教育研究所設置条例施行規則を改正する理由は、先ほど次長のほうが申しあげました指揮命令系統を整備する必要があるということで、学校教育課の中に教育研究所を位置づけることに伴うものになります。

改正部分は、改正後のところを見ていただきまして、第2条の2項、「次長には、」というところで、もともとは左を見ていただくと、「学校教育課長を充てる。」となっておりますが、下の第3条の表を見ていただくと、教育研究所の人員体制として、所長、次長、教育研究所の指導主事、教育支援教室指導員、研究員という位置づけになっておりまして、その次長のところ、学校教育課長を置くわけにはいかないということで、ここにつきましては、「主任教育指導主事又は教育指導主事を充てる。」というふうに改正をしたいというものです。

それと、もう一か所、第3条の表、所長のところを見ていただきますと、所長の業務内容を規定しておりますが、もともとが「教育長の命を受け、研究所を代表し、職務を総理する。」となっておりますが、先ほどの組織機構の見直しに伴って、少し幅を広げておかないといけませんので、「教育委員会の命を受け、」というふうに文言を変えさせていただいているものです。

以上です。

教育長 組織の改正に伴って、規則の改正をするということでございます。何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

久保 研究所指導主事の「上司の命を受け、」とあるじゃないですか。これは所長、次長のことなんですね。

坂本 所長、次長、両方含むものだと思います。

久保 分かりました。

教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第20号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

#### (4) 議案第21号 筑後市校区公民館長及び町内公民館長設置規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第21号 筑後市校区公民館長及び町内公民館長設置規則の一部改正について提案をお願いします。社会教育課長。

山田 それでは、資料5をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、ワークシートのほうで説明をいたします。

地方公務員法の改正によるものでありまして、校区公民館長、小学校区に対する公民館長、それから、各行政区にいらっしゃる町内公民館長について、冒頭に次長のほうからありましたとおり、これまで特別職の非常勤職員だった分を行政区長と同じような形で市のほうから委託を受けて行っていたとこの形に今回変更させていただきます。それに伴って、校区公民館長及び町内公民館長の設置規則を設置の部分と担当区域の部分のみを残して、かつ、委託をする際に個人情報の保護に関する規定を盛り込むという内容になっております。

具体的には、3ページのほうに新しい規則を載せていただいております。これまで、委嘱の方法とか、任期とか、職務とか、いろんなものをこの中で規定していたんですが、1条の(設置)、2条の(担当区域)を残し、3条の(個人情報の保護)の部分を残したというところでございます。

この規則改正についても、行政区長の規則改正に合わせて、通常行っていた行政長官の業務がかなり似通った部分があるというところで、同じような整理をさせていただいているところであります。

以上です。

教育長 町内の公民館長、それから、校区公民館長の規則の一部改正ということで説明をさせていただきました。行政区長さんと同じような立場ということで、個人委託という形で規則を改正するものであります。よろしいですか。

(なし)

教育長　それでは、採決に入らせていただきます。

議案第21号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長　全員賛成、可決しました。

**(5) 議案第22号 筑後市立図書館条例施行規則の一部改正について**

教育長　続きまして、議案第22号 筑後市立図書館条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。社会教育課長。

山　田　それでは、資料6をお願いします。

ページめくっていただきまして、ワークシートのほうで説明をさせていただきます。

今回、筑後市立図書館条例施行規則改正については、大きく2点あります。1つは、②のほうであります会計年度任用職員制度の導入に伴うものであります。もう一点は①の開館時間の変更であります。これまで9時半開館だった部分を10時開館、30分遅らせる。その分サービスの向上ということですが、現在、コロナウイルス対策の関係で、図書館については利用制限をかなりしておりますが、インターネット予約による貸し出しを今回コロナウイルス対策でやり始めましたが、実はこの開館時間の変更に伴って、これまで貸し出し中の本しかインターネット予約ができなかった部分を、図書館の在架にある分もこの30分を利用してピックアップするという作業を行うというところで、なるべくインターネット予約をして自分が取りに来やすい時間にちょっと取りに来ていただくというサービスを向上するために、30分間遅らせるという規則改正であります。近隣の自治体も10時開館というところが多いので、合わせた形でさせていただくという改正になります。

それから、②で言いました会計年度任用職員制度に伴うものについては、図書館長がこれまで特別職だった分が、会計年度任用職員に変わりますので、その絡みでいろいろと例規の中身を見ておりましたところ、これまで館長に一定の権限を与えていた部分がありましたので、その部分を、本来は教育委員会が許可するようなものまで館長が許可するとかなくなっていった部分を、全て今回整理をさせていただいて、教育委員会が許可をするとか、教育委員会に届けを出すものという整理をさせていただいたものであります。

以上です。

教育長　2つありましたが、ご質問ございませんでしょうか。開館時間を30分遅らせるというのは、いろんなご意見があるかと思いますが、今、社会教育課長が説明しましたように、近隣全体としてもそういう状況であるのと、もう一つ、やはり働き方改革というか、そういったものもありますし、実際、整理して貸し出すまでに非常にばたばたしていたというのが実態としてあるということ

す。

山 田 今のところは館内で閲覧ということになっています。また、利用者のほうの意見を聞きながら検討していきたいと考えています。

教育長 早朝に来られて、新聞を中で閲覧される方が非常に多いので、外に置いておこうかというのは今ないんですが、検討していくと。

それでは、採決に入らせていただいでよろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、議案第22号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

**(6) 議案第23号 筑後市社会教育指導員の設置に関する規則及び筑後市社会同和教育指導員の設置に関する規則の一部改正について**

教育長 続きまして、議案第23号 筑後市社会教育指導員の設置に関する規則及び筑後市社会同和教育指導員の設置に関する規則の一部改正についてお願いします。次長。

森 田 これも2つの規則の改正であります。社会教育指導員は社会教育課で、社会同和教育指導員は人権・同和教育課のほうに設置をして仕事をしていただいておりますけれども、共に同和教育だけじゃなくて、広く人権に関わる業務を担っているということでもありますので、今回、整理改正をさせていただくものです。

4ページの新旧対照表のほうをご覧くださいというふうに思います。

まず、社会教育指導員の設置に関する規則の改正なんですけれども、2条の(所掌事務)にあります「社会同和教育に関すること。」という業務を、「社会人権・同和教育に関すること。」に加筆、修正をするということでもあります。

それから、社会同和教育指導員の設置に関する規則の改正案のほうでは、「社会同和教育指導員」という職名を「社会人権・同和教育指導員」に改めることにいたしましたので、こういったことに合わせて規則の題名、条文を改正していくということでもあります。

所掌事務にあります「社会同和教育」という文言を「社会人権・同和教育」に修正いたします。

それから、この指導員も会計年度任用職員に移行いたします。その会計年度任用職員の任用規定については別途整理がされておりますので、具体的に言うと、任用に関わる4条と5条を削除するということでもあります。

それから、現行の6条のところ、「指導員の設置について必要な事項は、教育長が定める。」ことになっておりますけれども、必要事項の中には人事に関する事項も入っているということが考えられるところでもあります。人事事項



は、教育長への委任ができない事務ということになっておりますので、ここは「教育長が定める。」よりも「教育委員会が定める。」としたほうが適切であるということで修正をさせていただきたいということでもあります。

以上の内容で修正をお願いしたいというふうに思っています。よろしく願いします。

教育長 説明は終わりましたが、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。  
(な し)

教育長 それでは、議案第23号について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

#### (7) 議案第24号 筑後市小中学校特別支援教育支援員配置要綱の廃止について

教育長 会計年度任用職員制度に関して例規を廃止するものということで説明させていただきます。

議案第24号 筑後市小中学校特別支援教育支援員配置要綱の廃止について提案をお願いします。学校教育課長。

坂 本 筑後市小中学校特別支援教育支援員配置要綱の廃止についてです。  
資料8の1ページをご覧ください。

ワークシートの改正に至る動機というところです。会計年度任用職員制度の導入につきましては、専務的と補助的の2つに分かれます。支援員さんは以前、臨時職員でありましたが、会計年度任用職員でいうと、補助的会計年度任用職員ということになります。教育委員会の中には幾つか補助的会計年度任用職員がございますが、基本的に全庁的な整理の仕方として、補助的会計年度任用職員については、基本的には設置要綱をもともと持たない場合が多いということになっておりますが、今回、補助的会計年度任用職員につきましては、告示行為が伴うような設置要綱は置かないということで整理をすることになっております。そういう全庁的な考え方にのっとり、教育委員会内で持っているのが支援員さんの設置要綱だけということになっておりますので、この分については廃止をさせていただきたいと思っております。

ただし、この設置要綱の中には労働条件的なものが記載をされておりますので、それを決めないといけないということではありますが、それは教育委員会の内部規定として、別途、教育長決裁を取って、告示行為を伴わない形で、内部で根拠を規定していきたいというふうに考えています。

以上です。

教育長 説明は終わりました。ご質問はありませんか。  
(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第24号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

**(8) 議案第25号 筑後市立小学校の少人数指導体制整備特別教員規程の廃止について**

教育長 続きまして、議案第25号 筑後市立小学校の少人数指導体制整備特別教員規程の廃止についてお願いします。学校教育課長。

坂本 資料9の1ページ、ワークシートをご覧ください。

改正に至る動議のところでは、35人以下学級の編制教員を平成26年度に実施いたしました。そのときに条件、任用規定として設けたものになります。35人以下学級の先生、これでスタートしましたけれども、次の平成27年度に労働条件、勤務条件等につきましては、新たに筑後市教育職員の給与等に関する条例及び筑後市教育職員の任用及び給与等に関する規則というものを定めて整理してきたという経緯になっております。

ところが、平成26年度の規則、規程がそのまま残ってございました。本来でいうと、平成27年度条例規則を制定する段階で廃止をすべきだったというものですが、残ってございましたので、今回、改めて廃止をさせていただきたいということで提案させていただくものです。

以上です。

教育長 内部の不手際で、今回、先ほどからいっぱい出しているように、いろんなの見直す中で、新たに気づいたということで提案をさせていただいております。今、課長が申しましたように、本来であれば平成26年度末に廃止すべきであったものを改めてということで、実際、機能していない規程として残っていたということでありますので、廃止をさせていただきたいと思っております。ご質問等、意見ございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第25号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

今から幾つか続きます。

**(9) 議案第26号 筑後市招致外国青年就業規則の廃止について**

教育長 議案第26号 筑後市招致外国青年就業規則の廃止について、学校教育課長。

坂本 資料10の1ページめくっていただいて、ワークシートの改正に至る動機のところをご覧ください。

これは筑後市招致外国青年就業規則というものですが、いわゆるALTですね。ALTを市が直接雇用していたときのALTの就業規則というものになります。もうご存じのように、今はALTの派遣につきましては、以前は直接雇ってございましたけれども、民間委託と県の教育事務所のALTのほうに派遣をお願いしてはということになっておりますので、今の時点では直接雇用する、任用するという形でALTを置くということは考えておりませんので、この機会に廃止をさせていただきたいというものです。

以上です。

教育長 今現在、機能していない、先ほどと同じような状況でございます。

それでは、採決に入らせていただいているんですか。

(なし)

教育長 議案第26号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

**(10) 議案第27号 筑後市立教育相談員設置規則の廃止について**

教育長 議案第27号 筑後市立教育相談員設置規則の廃止について、学校教育課長。

坂本 資料11を開けていただいて、ワークシート、改正に至る動機のところを見ていただきますと、これは筑後市教育相談員設置規則というものになりますが、もともと教育相談事業につきましては、この設置規則に基づいて特別職非常勤の方に委嘱をするという形で電話相談等を実施してきていたというのが最初の始まりになります。

ただ、現実的にいいますと、教育研究所の業務の中に教育相談に関する業務を入れ込むという形で、これは実態に合わせて改正をさせていただいたという経緯になっております。ですので、もう既に教育研究所の指導員の先生方の業務ということで位置づけがされておりますので、この例規につきましては廃止をさせていただきたいということで提案するものです。

以上です。

教育長 説明のとおりであります。何かご質問ございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、議案第27号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

**(11) 議案第28号 筑後市教育委員会公印規則の全部改正について**

教育長 それでは、議案第28号 筑後市教育委員会公印規則の全部改正についてお願いします。次長。

森 田 1 ページめくっていただきまして、例規審議ワークシートの制定・改正に至る動機のところをご覧いただきたいというふうに思います。

現在、小・中学校の卒業証書を作成する際に、校長印とか公印、こういったものの刷り込みを行っていきましても、今の教育委員会の公印規則の中にはそういったことに対する明確な規則がない状態になっています。また、職務代理の場合の公印の使用とか、公印のコピーとか、公印台帳に関する規定といったものも不足しているという不備の多い規則になっているということが、今回点検をする中で分かったということで、筑後市のほうに公印規則はあるんですけど、その公印規則に準じる形で今回規則の全部を改正したほうがいだろうということで提案するというものになります。

あわせて、先ほどから申し上げております機構の見直しの関係で市立図書館長之印の管守者、管理をする者が、前は図書館長と学校教育課長ですけれども、今後、社会教育課長だけということになりますので、その改正も併せて行わせていただきたいというふうに考えております。条文のほうで説明をいたします。

3 ページのほうをご覧いただきたいというふうに思います。

これまでの規則は大まかに申し上げますと、この改正規則の1条と3条と4条と電子印に関する規定ぐらいしかありませんでした。今回の全部改正案では、第2条のほうで公印の定義を市の公印規則と同様の内容でうたい込みをさせていただくということにいたしております。

それから、第5条のところ、準用規定に当たって、筑後市の公印規定の第5条から第18条までの規定は、教育委員会と委員会所属の学校、それから、そのほか教育機関における公印について準用するというをここで定めさせていただいているところであります。

ちなみに、市の公印規則については、今日お手元のほうに印鑑関係だけですが、参考資料として差し上げておりますので、ご覧をいただければありがたいかなというふうに思っているところであります。

それを読みに行くというような改正の仕方で整理をさせていただいているところであります。当然、これに関わる部署、職員等については市長部局と教育委員会の分では違いますので、この第5条の後段では読替規定を入れて整理をしていきます。例えば、「総務広報課長」とある部分は「学校教育課長」に読み替えます。「総務部長」とあるのは「教育委員会次長」に読み替えます。「市長、副市長」とあるのは「教育長」に読み替えますということで、読替規定で整理をさせていただいているというのが今回の全部改正の概要ということになります。どうぞよろしくお願いをいたします。

教育長 説明は終わりました。ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第28号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

久保 別表、5ページ。筑後市教育長職務代行者印というのはどこにあるんですか。

森田 学校教育課にちゃんとございます。

久保 どういうときに使うんですか。

森田 教育長が欠けたとき。

教育長 これは代理になりませんか。

森田 代行者という文言になっています。例規上も代行者です。それから、正式に言うと、代行者というのが本当の言い方です。ただ、一般的には代理者という言い方です。

教育長 例えば、職務代理者と言いますよね。

森田 はい。でも、厳密に言うと、条例上は代行者となります。筑後市教育委員会教育長職務代行者を定める規則というのがありまして、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が教育長の職務を代行するという文言で規定をされています。

教育長 代行するわけですか。

久保 職務代行は職務代理者なの。

教育長 名前は代理者です。仕事を代行する。

久保 印鑑は代行者。

教育長 代行者。教頭先生の職務もそうですよね。校長の職務を代理、代行するとあるでしょう。

適切なご質問ありがとうございました。私もちょっと気になっていました。

(12) 議案第29号 筑後市立小・中学校通学区域の特例に関する規程の廃止について

(13) 議案第30号 筑後市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第29号 筑後市立小・中学校通学区域の特例に関する規程の廃止について、学校教育課長。

坂本 順番は逆がよかったかと後で思ったんですけど、これを説明するには、次の議案第30号の筑後市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正について説明しないと、説明がちょっとできないので……

教育長 先に説明してください。

坂本 すみません。では先に、議案第30号の資料14をご覧ください。

ワークシートのほうに理由は書いておりますが、これは通学区域に関する規則のうち、古島小学校及び下妻小学校の複式学級の回避を目的として、過去通学区域を市内全域としたことがございます。その規定が残っておりまして、そのこと自体は、もう平成30年度に、これを利用して下妻小学校にいらっしゃった方が卒業されて、今は在学されていないという実態になっておりますので、そして、複式学級回避のためにこういう制度を行うということは考えておりませんので、この箇所を削除するというところで提案をさせていただくものです。

具体的に言いますと、4ページをご覧ください。

これが附則というところに特例を規定させていただいておりまして、左のほうを見ていただきますと、（通学区域の特例）ということで、「第2条及び第3条の規定にかかわらず、」と書いてありますが、第2条、第3条では羽犬塚校区は停車場、藤島、秋松、羽犬塚とかという行政区が指定されているという規定になっています。そして、児童・生徒の保護者の住所がある通学区域を指定する学校に行かないといけないというのが第3条で規定をされています。

その例外として、「古島小学校の通学区域は、平成16年度に入学する者及び教育委員会が別に定める者——これが特例のもう一つの議案になっています——については、下妻小学校の通学区域を除く市内全域とする。」ということで、平成16年の下妻は駄目と、それ以外のところから古島小学校のほうには入学することができるという規定をここで設けています。

その次の第3項は、「平成24年度の下妻小学校の通学区域は、市内全域とする。この場合において、平成24年度に下妻小学校に通学する者及び教育委員会が別に定める者——これが特例として議案として、この次説明させていただくものです——の通学区域は、当該者が卒業するまで同様とする。」というふうに規定をされていまして、古島で平成16年度にやった特例、そして、平成24年にやった下妻の特例というものをここで規定している。制度としてはもう使わないので、これを廃止したいということです。

両方の条文の中にありました、教育委員会が別に定める者が何かというのが、前のほうに戻って見ていただいて、3ページの第2条のところに、「規則附則第2項の教育委員会が別に定める者は、平成16年度に規則別表1に定める古島小学校の通学区域以外の通学区域から古島小学校に入学した者の弟及び妹とする。」、平成16年度に入学した子どもさんの弟さんとか妹さんは通学区域を越えて古島小学校に入学することができますよ、平成18年度とか平成20年度とか。そういうような規定になっていたということで、第3条も、今度は下妻小学校については同じように規定をしているものです。これも併せて廃止をさせていただきたいということで、今回提案をさせていただくものです。

以上です。

教育長 2つの議案について順番どおり行きたいと思います。  
議案第29号についてご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。  
(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。  
議案第29号について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。  
同じく議案第30号について、先ほど説明がありましたが、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。  
(なし)

教育長 それでは、議案第30号について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

#### (14) 議案第31号 山榎窩歴史交流施設条例施行規則の廃止について

教育長 それでは、議案第31号 山榎窩歴史交流施設条例施行規則の廃止について提案をお願いします。社会教育課長。

山田 それでは、この案件につきましては報告第9号、資料24とセットで説明をさせていただきたいと思います。

山榎窩歴史交流施設条例施行規則なんですが、山榎窩歴史交流施設条例がこの3月議会で廃止をされ、新たに商工観光課のほうから、いわゆる市長部局のほうから観光交流施設条例というのが新しくつくられました。その分が資料24で出ておりますので、この資料24を見ながら説明をさせていただきたいと思います。

ワークシートの制定に至った理由ですが、山榎窩歴史交流館くちなし庵と、山榎窩、それから、山榎窩の北側にある水田地区の駐車場、それから、筑後船小屋駅にあります筑後船小屋観光案内所、これを一括の施設として指定管理に令和2年度中に出したいという思いから、今回この4施設を一つに設置する条例を設けております。

分かりやすいのは、1枚めくって3ページを見ていただきたいと思います。筑後市観光交流施設条例で、第2条のほうに、次長が申しましたように、この4施設を一括とした観光交流施設条例というのを設けております。この施設の設置目的については、地域の観光及び歴史文化に関する情報を広く紹介することにより観光振興を図るとというのがまず1つ、それから、市内外の人々の交流及び観光地域づくりの推進に資する拠点としてこの4施設を一括の施設と掲げています。それに伴って、これまで教育委員会所管でありました山榎窩歴史交流施設条例について廃止するものであります。

具体的な観光交流施設条例については、基本的には山榎窩歴史交流施設の条例を基にしてつくられておりますので、これまでの山榎窩歴史交流施設の内容については、ほぼほぼそのまま条例には生かされております。ただ、所管のほうは、どちらかといえば観光がメインになった関係で、市長部局、商工観光課のほうへ移管をしております。その関係で規則を廃止するというのが議案第31号の提案趣旨になります。

以上です。

教育長 担当から外れるということで、規則を廃止するというものでございます。何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第31号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

議案としては以上で、あと2件については、一旦終了した後に再開をして進めたいと思いますので、以上で終了したいと思います。

#### 非公開議案

(15) 議案第32号 令和2年度筑後市立小中学校共同学校事務室長の任命について

(非公開で審議後、原案可決)

(16) 議案第33号 令和2年度筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(非公開で審議後、原案可決)

#### 4 報告事項

- (1) 筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）処分について
- (2) 非常勤職員の任用について
- (3) 小学校再編について
- (4) 筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会評価報告書（令和元年度）について
- (5) 令和2年度筑後市立小中学校入学式への出席について
- (6) 令和2年度筑後市立小中学校運動会・体育会への出席について
- (7) 令和2年度筑後市教育委員会モデル事業について
- (8) 第4次生涯学習推進計画について
- (9) 筑後市観光交流施設条例について
- (10) 令和2年度高等学校の入学式について

#### 5 その他



(1) 今後の教育委員会予定

6 閉会のことば